

平成21年5月22日

団体 各位

経済産業省製造産業局長 細野 哲弘

新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザについては、現在、兵庫県、大阪府等で患者が急増している状況にありますが、今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要があります。

一方、政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものですが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当であると考えております。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行ってまいります。

以上を踏まえ、経済産業省においては、5月22日（金）に経済産業省新型インフルエンザ対策本部を開催し、「経済産業省の当面の対処方針」（別添1）を決定いたしました。

貴団体におかれましては、事業自粛の要請は行いませんが、特に患者や濃厚接触者が活動した地域等（注1）の傘下の各事業者に対して、事業運営における感染機会を減らすための工夫、従業員に対する時差通勤等の検討を必要に応じて行うよう、周知徹底をお願いいたします。

また、5月22日付けで中小・小規模企業からの新型インフルエンザへの

対応に関する相談窓口を各経済産業局や中小企業関連団体（注2）に設置するとともに、金融支援措置として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、資金繰りに関する相談窓口の設置、セーフティネット貸付等の支援策を講じますので、併せて周知願います。

（注1）現時点では、別添2のとおり。なお、今後、仮に他地域においても新型インフルエンザの感染が確認された場合には同様の対応を行っていただく必要があることから、国や地方自治体等からの発表を注視して下さい。

（注2）中小企業基盤整備機構、全国の商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業診断協会

（御参考）

- ・ 政府の新型インフルエンザへの対応（官邸のホームページ）

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

- ・ 経済産業省の新型インフルエンザへの対応について

URL : <http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401aj.html>

- ・ 厚生労働省の新型インフルエンザ関連のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

経済産業省の当面の対処方針

平成 21 年 5 月 22 日
経済産業省新型インフルエンザ対策本部

1. 情報収集と経済活動への影響の確認

新型インフルエンザの国内外での発生状況に対応して、国内産業や事業者に与える経済活動への影響について、引き続き確認・調査を行う。

2. ライフライン・生活必需品に係る対応

電力・ガス・石油等のライフラインや生活必需品に関して、

- 発生国からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向の注視
- 国内において全国的又は局地的に需給逼迫等の問題が発生していないかについて、関係機関や事業者等と密接に連携して動向を注視し、安定供給確保に向けた対策の実施

とともに、

- エネルギー等や生活必需品の安定供給、原子力の安全、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないように、社会機能の維持に関わる事業者等に対して事業継続に向けた協力要請、指導

等を行う。

3. 産業界等に対する注意喚起と要請等

関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、政府の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針、政府行動計画及び政府ガイドライン等を踏まえた対策を講ずるよう注意喚起等を行うとともに、新型インフルエンザに係る対応の状況について聴取する。

また、関係事業者団体・独法・政府系金融機関等に対して、事業自粛の要請は行わない。ただし、事業運営における感染機会を減らすための工夫、従業員に対する時差通勤等の検討を必要に応じて行うよう要請する。

さらに、中小・小規模企業からの新型インフルエンザへの対応に関する相談窓口を各経済産業局や中小企業関連団体等に設置するとともに、金融支援措置として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、資金繰りに関する相談窓口の設置、セーフティネット貸付等の支援策を講ずる。

4. その他

発生国・地域への出張等に当たっては、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報に留意する。

(別添2)

事務連絡

平成21年5月20日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における
感染拡大防止措置を図るための地域について (第5報)

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

国の新型インフルエンザ対策本部が平成21年5月1日に決定した「基本的対処方針」について、5月16日、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、国の関係省庁間の「確認事項」として、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得て講ずる措置について確認いたしました。

その「確認事項」の「三」においては、「地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において次の措置を講ずる」としております。ここでの「地域等」とは、これまでの疫学的状況や学区等の区域を踏まえ、当面、次の通りといたしますのでご了知ください。なお、今後の状況に応じて、この「地域等」の範囲は随時変更することも考えられますので、併せてご了知ください。

なお、三の(一)(積極的疫学調査)については、この区域に限られることなく患者及びその接触者の行動等を踏まえて必要に応じて拡大して調査を実施する場合がありますことに留意してください。

(「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲) (5月20日18:00現在)

兵庫県神戸市の全域、兵庫県芦屋市の全域、兵庫県明石市の全域、兵庫県西宮市の全域、兵庫県尼崎市の全域、兵庫県伊丹市の全域、兵庫県川西市の全域、兵庫県宝塚市の全域、兵庫県三田市の全域、兵庫県加古郡播磨町の全域、兵庫県加古郡稲美町の全域、兵庫県加古川市の全域、兵庫県高砂市の全域、兵庫県

姫路市の全域、兵庫県豊岡市の全域、兵庫県養父市の全域、兵庫県朝来市の全域。兵庫県美方郡香美町、兵庫県美方郡新温泉町の全域。

大阪府大阪市の全域、大阪府豊中市の全域、大阪府池田市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府高槻市の全域、大阪府茨木市の全域、大阪府八尾市の全域、大阪府箕面市の全域、大阪府三島郡島本町の全域、大阪府豊能郡能勢町の全域。滋賀県大津市の全域、滋賀県草津市の全域。

また、特に中学校及び高等学校の在校生に新型インフルエンザの感染者が増加している状況に鑑み、広めの地域で中学校及び高等学校の臨時休業を要請することが適切と考えられることから、中学校及び高等学校の臨時休業の要請に限り、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲を兵庫県の全域、大阪府の全域とします。